

# 学校いじめ防止基本方針

野田市立南部中学校

## 1 基本理念

### 【基本認識】

**いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る。**

### (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

『いじめは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。』と定義する。

### (2) いじめ防止対策の基本的な方針

#### 【いじめを許さない学校づくり】

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底すること。
- ② いじめを許さない学校づくり、学級（ホームルーム）づくりを進める上では、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や、日常的な態度が重要であること。
- ③ その時の指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

### (3) 生徒の責務

すべての生徒は、いじめを行ってはならない。また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置してはならない。  
そのために、いじめが心身に及ぼす影響その他いじめに関する理解を深めなければならない。

### (4) 学校及び教職員の責務

#### 【教職員の心構え】

**教職員は、いじめを許さず、子どもをしっかり守る！**

#### (1) すべての教職員が一致協力した指導体制をつくる

- ① いじめられている生徒には、「あなたを絶対に守る」というメッセージを送る。そのため、毎日の面談の実施、緊急連絡先の伝達、避難場所の確保、警察や福祉関係機関との連携等あらゆる観点からの支援を行う。
- ② いじめの事実確認については、校長の指示の下、複数の教職員でチームを組み、同時に聞き取り、校内で情報を共有し、教育委員会と連携を図りつつ迅速に初期対応に当たる。
- ③ いじめには、冷やかしかからかいなどから、傷害や恐喝等の犯罪行為となり得るものまで段階や状況がある。このため、対応策においても、いじめの段階や状況に応じた方策をチームで検討する。
- ④ これまで他の教職員や学校が取った対応事例を十分参考にして、多様なケースに対応できるノウハウを蓄積していく。
- ⑤ いじめ問題に適切に対応したり、生徒の変化に気付く感性を絶えず磨

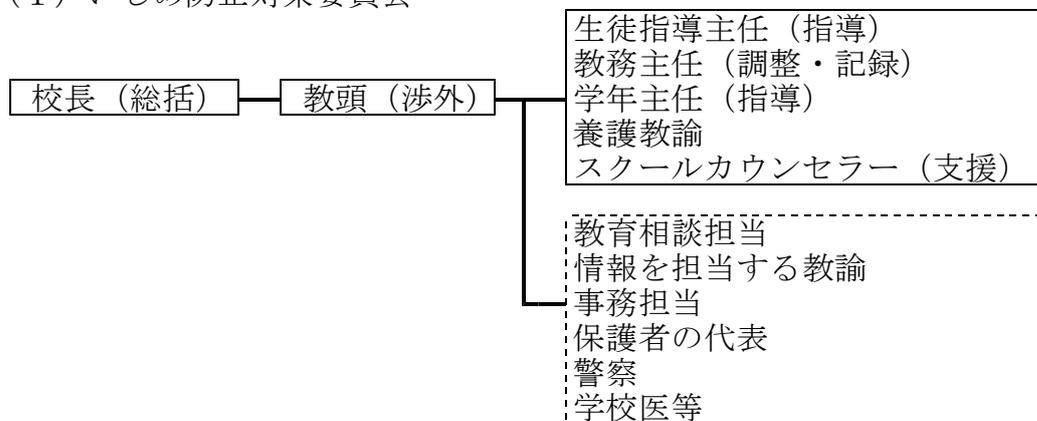
いたりすることができるよう、校長・教頭は、問題に適切に対応できる能力を高める校内研修を確実に実施する。

(2) 早期発見・早期対応はもとより、未然防止に努める

- ①日頃から生徒同士の関係や動向を注意深く見守り、生徒のわずかな変化にも気を留め、声をかけ、得られた情報は学校内で共有する。
- ②いじめを見過ごさず、生徒の小さな変化に気付くために、生徒と向き合い、接する時間を大切にする。
- ③いじめた生徒及びいじめられた生徒以外の生徒に対しても、当事者意識と自主自律の意識を高めなければならない。このため、再発防止のために何をすべきか、どのような行動をとり、気を付けるべきことは何かなど、振り返りの機会を設ける。
- ④生徒会をはじめとして、生徒たちが主体的に取り組むいじめ対策の活動や互いのよさを認め合う取組を積極的に支援する。
- ⑤クラスや部活動等のルールづくりにおいては、生徒の主体性を大切にし、責任感、自他の葛藤の解消方法、感情や行動を制御する方法等を学ばせる。
- ⑥いじめが自殺という最悪のケースに至ることや、後追い自殺が生じることを絶対に防がなければならない。そのために、生徒に対して、自尊心を高めるとともに、適切な時機に、命の大切さや生きる希望を伝え、決して死を美化してはならないことを教える。

## 2 組織

(1) いじめ防止対策委員会



(2) 組織の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- ④ いじめの事案の組織的対応の核としての役割。

(3) 会議の開催

- ① 学期に2回の定例会の開催。
- ② いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開催する。

## 3 いじめの未然防止について

- (1) いじめが起きにくい学校風土・学級風土をつくる。
- (2) いじめに向かわない生徒を育てる。
- (3) いじめに向かわせない、主に学校で取り組むべき課題を認識する。  
「規律・学力・自己有用感」
- (4) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開する。
- (5) 道徳教育、いのちを大切にできるキャンペーン、豊かな人間関係づくり実践プログラム等の計画的、組織的な指導計画を作成する。
- (6) インターネットを通じて行われるいじめ等の指導をする。  
○メディアリテラシーに関する教職員研修及び生徒・保護者を対象とした講演会等の実施。
- (7) 生徒の自発的な活動を支援する。  
○いのちを大切にできるキャンペーン、いじめゼロ宣言、生徒会の活動、生徒からの提案された活動等。

#### 4 いじめの早期発見について

- (1) 全校生徒を対象とした「いじめ実態調査」を年2回実施する。
  - ① 第1回「いじめ実態調査」実施。(6月)  
「いじめ実態調査」の追跡調査(9月)  
継続支援状況の確認(通年)
  - ② 第2回「いじめ実態調査」実施。(11月)  
「いじめ実態調査」の追跡調査(1月)  
継続支援状況の確認(通年)
- (2) 教育相談期間を実施する。  
全校生徒を対象とした「いじめ実態調査」後、年2回実施する。  
第1回 4月～ 5月 家庭訪問  
第2回 7月～ 8月  
第3回 11月～ 12月
- (3) 家庭、地域との連携し、情報の共有化を図る。
  - ① 家庭との連携  
学校基本方針等について、保護者に周知し、理解を得る。また、日頃より情報を共有しやすい関係を築く。また、いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談するように啓発する。
  - ② P T Aや地域との連携  
学校基本方針等について、地域に周知し、理解を得る。また、日頃より情報を共有しやすい関係を築く。また、いじめ問題について、P T Aと協議する機会を設ける。(いじめがあった場合の生徒の変化の特徴を示し、速やかに学校に相談するように啓発する。)

- (4) いじめ防止・対策にかかわる依頼、いじめ防止・改善にかかわる行事への参加協力依頼及び啓発活動を行う。  
(学校便り、ホームページ、PTA広報等の活用。)
- (5) 専門機関との連携を図り、教育相談やカウンセリングの充実を促進する。
- ① いじめを認知したときは、教育委員会と連携を図りながら迅速に対応する。
  - ② 犯罪性の高い時や被害者が被害届を出しているときは、被害者救済や保護、二次被害、再発防止に全力で当たり、警察と連携を図りながら対応する。
  - ③ 非行、育成、養護、保健、障がいなど児童福祉が関係してくるときは必要に応じて児童福祉課・児童相談所等と連携を図りながら、専門的な角度から総合的に判断し、対応する。

**いじめの兆候を見逃さない早期発見のために！**  
**～教職員のための「いじめ兆候」チェックポイント～**

**<学校生活全体で>**

- はっきりしない理由で、欠席・遅刻・早退が2日続いた。
- 体の不調を訴えて、保健室へ行くことが多くなった。
- 元気がなくなり、浮かぬ顔をしていて、人と目を合わせなくなった。
- 授業中の発言、態度、表情、振舞いなどに、前とは違う気になる様子が、見られるようになってきた。
- 給食を残すなど、食欲がなくなってきた。
- 授業中などに、いつも特定の生徒が道具の後片付けをしている。
- いつも遊んでいる友達と遊ばなくなった。
- 授業に一人遅れて入ってくることがみられるようになった。
- 忘れ物が多くなったり、ボーッとしてもの思いにふけったりすることがたびたびある。
- 衣服が破れていたり、泥が付いていたりすることがある。
- 顔や手足などにすり傷や打撲の跡がたびたびある。理由を聞いても「自分で転んだ」などと不自然なことを言う。
- 持ち物がなくなったり、隠されたり、落書きされたりすることがある。
- 授業中に発表すると、教室中に目配せや野次が飛ぶことがある。
- 班決めや席替えのとき、みんなに敬遠されることがある。
- 机や椅子が壊れていたり、汚されていたりする。
- 生活ノート、班日誌、作文、絵などに気になるサインが表れている。
- 机、椅子、ロッカー等の名前ラベルや掲示物にいたずらされることがある。
- 教職員に何か相談したい素振りで、職員室前をうろうろすることがある。

**<教室外の場所で>**

- 学級の枠を越えて他の学級の生徒が出入りするようになった。
- 学級の枠を越えて何人かでこそこそと話し、教職員の目を気にしている。
- 教職員が現れると、急によそよそしくなったり、しらけてしまったりする雰囲気を感じられる。

- 廊下などで教職員の視線から逃げようとする生徒がみられる。
- 給食や掃除のとき、いつも特定の生徒が当番をやっている。
- 掃除や休み時間にトイレで群れになっている生徒がみられる。
- 教室以外の場所を、一人でうろうろしている生徒がみられる。
- 休み時間に、トイレに閉じこもっている生徒がみられる。

## 5 いじめの相談・通報の体制について

(1) 日常的に生徒との教育相談を進める。学校内組織として学年内、生徒指導部会と相談して進める。相談体制を整備して、教育相談の充実を図る。

- ① 校内相談体制を整備する。
- ② 教育相談期間を設置する。
- ③ 相談室・個別対応教室を整備する。
- ④ 保護者自由参観及び相談を日常化する。
- ⑤ 教育相談箱を設置する。

(2) 学校の相談窓口、野田市の「ひばり教育相談」を含めた県内の相談窓口について周知する。

- ① 学校の相談窓口担当者（教育相談担当教諭）
- ② ひばり教育相談 TEL 04(7125)8088

- ③ 学校・野田市以外の主な相談窓口
  - ・24時間子供SOSダイヤル TEL 0120(0)78310
  - ・こどもの人権110番 TEL 0120(007)110
  - ・県子どもと親のサポートセンター TEL 0120(415)446
  - ・千葉いのちの電話 TEL 043(227)3900
  - ・ヤング・テレホン(千葉県警察少年センター)

(非行・犯罪被害などに関すること) TEL 0120(783)497

(3) 専門機関との連携を図り、教育相談やカウンセリングの充実を促進する。ひばり教育相談員、スクールカウンセラーの学校派遣を依頼し、支援・助言をしてもらう。

## 6 いじめを認知した場合の対応について

(1) 情報を収集する。(学級担任・養護教諭等)

教職員、生徒、保護者、地域住民、その他から情報を集める。

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教職員が直ちに現場に駆けつける。)
- ② 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- ④ その際、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ⑤ いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- ⑥ 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。

- ⑦ その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ⑧ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

(2) 支援・指導体制を整える。(事案に応じた組織編成)

- ① 正確な実態把握に基づき、支援・指導体制を組み方を決定する。  
学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教職員、管理職などで役割を分担する。
  - ・いじめられた生徒や、いじめた児童生徒への対応。
  - ・その保護者への対応。
  - ・教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等。
- ② ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。
- ③ 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ④ 現状を常に把握し、随時、支援・指導体制に修正を加え、「組織」により適切に対応する。

## 7 いじめの指導について

(1) 子供への支援・指導を行う。

「組織」で決定した支援・指導体制に基づき、支援・指導を行う。

- ① いじめられた生徒に対応する教職員
  - ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
  - ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制くる。
  - ・いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ② いじめた児童生徒に対応する教職員
  - ・いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
  - ・必要に応じて、いじめた児童生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
  - ・いじめる児童生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
  - ・いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
  - ・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。
- ③ 学級担任等
  - ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
  - ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
  - ・はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為は

いじめに加担する行為であることを理解させる

④ 組織

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ・指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学にあたって適切に引き継ぎを行う。

(2) 保護者と連携を図る。(学級担任を含む複数の教職員)

つながりのある教職員を中心に、即日生徒の家庭訪問を行う。

- ① 家庭訪問(加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応。)等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ② いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ③ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

**<対応上の危機管理として> ~こんな失敗に陥らないために~  
危機管理の鉄則 「さ・し・す・せ・そ」**

さ・・・最悪の状態を想定し      し・・・慎重に      す・・・素早く  
せ・・・誠意をもって              そ・・・組織的に対応する。

- (1) 当事者への指導を行った後、集会を行ったが、当該生徒が不登校に…。  
→いじめの未然防止や不特定多数の嫌がらせ等には効果的だが、特定の個人の場合は、指導する内容等について、双方の生徒及びその保護者に指導、納得を得た後に集会等の指導の場を設定する配慮が必要である。  
→集会を行わない場合は、双方への継続的な指導や援助、部活動を含めた諸活動の巡視、改善されていることへの努力や励ましなどを継続的に行う。
- (2) 当該生徒への指導後、保護者と連携を図り「しばらく様子を見る」はずだったが、保護者から「学校は何もやってくれない」との訴えがあった。  
→「様子を見る」は、「何もしない」ことではない。本当の「様子を見る」とは、「毎日援助しつつ、その変化を保護者へ伝える」ということである。  
→対応は早急に、目に見える形で、絶えず本人、保護者と連携して行う。
- (3) 当該生徒への指導をしたはずが、その後、陰湿ないじめが…。  
→事実確認は、「聞く」ということを大切にする。「いじめていないのに叱られた」と不満が生じ、いじめが起きる場合や教職員に対する拒否が起きる可能性もある。  
→推察や伝聞からすぐに対応することは大切だが、事実確認をする生徒や保護者に「協力してほしい」というスタンスで誠意をもって対応する。  
→継続した観察や丁寧な指導を行う。いじめた児童生徒の心からの悔い改

めが大切であり、生徒に「これはいじめだ」と宣言しても解決にはならない。

(4) いじめをしている児童生徒の保護者へいじめの事実を伝えたら、「これぐらいのことで・・・」「疑われた」と逆に言われてしまった。

→「いじめている」「いじめがあった」と切り出すことは、保護者の協力を得にくくする場合がある。事実を話し、生徒の将来のために協力を依頼するスタンスで指導する。

(5) 時間をかけて、いじめをした児童生徒・保護者への指導を終えたはずが、後になって、「実は私もいじめられていた」との訴えが・・・。

→いじめの動機やその背景に何があったのかに目を向けた指導が必要である。

→関係生徒や保護者の心情に寄り添い、継続的な支援を大切にする。

## 8 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。  
(自殺の企図、重大傷害、金品の重大な被害、精神性の疾患 等)
- ② いじめにより生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき。  
(30日が目安、一定期間連続して欠席した場合も)
- ③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があった場合。

(2) 重大事態の対処

- ① 重大事態が発生した旨を教育委員会指導課長へ速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 組織を中心として事実確認を明確にするための調査を実施する。
- ④ 調査結果についてはいじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を、教育委員会指導課長に報告する。

## 9 公表、点検、評価等について

(1) 学校いじめ防止基本方針について

- ① いじめ防止のための組織を中心に、全教職員で基本方針の点検や見直しを行う。
- ② 基本方針は、学校ホームページで公表する。

(2) いじめについての取り組みについて

- ① 学校評価を活用し、いじめ防止の取り組みについて、生徒、教職員、保護者が評価する。
- ② 評価結果の分析に基づき、取り組みの改善を図る。
- ③ 評価結果を公開し、生徒、保護者、地域へ周知する。

## 10 年間指導計画

	教育委員会及び施策等に係る事項	学校行事（会議・研修等）	道徳	特別活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いのちを大切にするキャンペーン（～夏季休業前）</li> <li>○生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査</li> <li>○ひばり教育相談の派遣・研修会</li> <li>○野田市スクールサポーター配置</li> <li>○野田市新規採用教職員研修会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○始業式</li> <li>○入学式</li> <li>○新入生歓迎会</li> <li>○部活動結団式</li> <li>○授業参観・保護者会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○望ましい生活習慣</li> <li>○集団生活の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学級目標や組織づくり</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○野教研生徒指導部会</li> <li>○小・中生徒指導推進研究協議会（県）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○あおいそらまつり</li> <li>○進路保護者会</li> <li>○市内大会</li> <li>○生徒総会</li> <li>○定期テスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○真の友情</li> <li>○尊法の問題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○修学旅行・職場体験学習・校外学習への取り組み</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第1回学校警察連絡協議会（小・中）</li> <li>○第1回保護司学校連絡会</li> <li>○第1回全校生徒を対象とした「いじめ実態調査」</li> <li>○野田市スクールサポーター報告会（～3月）</li> <li>○生徒指導中・高連絡協議会（県）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内陸上大会</li> <li>○2年職場体験学習</li> <li>○1年校外学習</li> <li>○3年修学旅行</li> <li>○実力テスト</li> <li>○授業参観・保護者会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人間愛・思いやり</li> <li>○友情・愛校心</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○修学旅行・職場体験学習・校外学習への取り組み</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2回学校警察連絡協議会（小・中・高）</li> <li>○「夏季休業における生徒の指導」</li> <li>○野田市教育相談研修会</li> <li>○学校人権教育指導者養成講座</li> <li>○教育相談連絡会（スクールカウンセラー研修会）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○葛北大会</li> <li>○3年三者面談</li> <li>○取組評価アンケートの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○強い精神</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○夏休みの過ごし方</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○野教研生徒指導部会</li> <li>○教頭・教務主任合同研修会</li> <li>○教員実践教育相談</li> <li>○野田市情報モラル指導者研修会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員研修会</li> </ul>		
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒指導主任連絡会（中）</li> <li>○全校生徒を対象とした「いじめ実態調査」の追跡調査</li> <li>○「いじめ実態調査」の追跡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難訓練</li> <li>○定期テスト</li> <li>○体育祭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○他に学ぶ広い心</li> <li>○生命の尊重</li> <li>○異性への理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○体育祭への取り組み</li> <li>○前期の反省</li> </ul>

	調査に係る学校訪問（聞き取り）		解	
10月	○生徒指導主任連絡会（中） ○「いじめ実態調査」の追跡調査に係る学校訪問（聞き取り）	○南部地区合同体育祭 ○東葛駅伝大会 ○市内音楽会 ○南響祭（文化祭）	○集団生活の向上 ○地球愛・家族愛 ○人間の気高さ	○後期の組織づくり ○南響祭への取り組み
11月	○生徒指導主任連絡会（中） ○第2回全校生徒を対象とした「いじめ実態調査」	○教育相談期間 ○なかよし運動会 ○定期テスト	○役割と責任 ○理想の実現 ○差別・偏見のない社会の実現 ○感謝の心	○学級生活の改善
12月	○第3回学校警察連絡協議会（小・中・高） ○「冬季休業における生徒の指導」 ○教育相談連絡会（スクールカウンセラー研修会）	○取組評価アンケートの実施	○勤労の尊さ ○かけがえのない生命の尊重	○冬休みの学習と生活
1月	○生徒指導主任連絡会（中） ○全校生徒を対象とした「いじめ実態調査」の追跡調査 ○「いじめ実態調査」の追跡調査に係る学校訪問（聞き取り）	○銚子駅伝大会 ○2年スキー林間学校 ○1・2年実力テスト ○3年定期テスト	○平和を願って、人間愛 ○個性の伸長 ○礼儀、節度のある生活	○新年の抱負
2月	○生徒指導主任連絡会（中） ○「いじめ実態調査」の追跡調査に係る学校訪問（聞き取り） ○第2回保護司学校連絡会 ○「業期及び学年末学年始児童生徒の指導」	○新入生保護者説明会・体験入学 ○1・2年定期テスト	○自然愛 ○責任ある行動	○3年生を送る会に向けて
3月	○生徒指導主任連絡会（小・中） ○「いじめ実態調査」最終報告（聞き取り） ○教員実践教育相談	○3年生を送る会 ○卒業式 ○学年末保護者会 ○修了式・辞校式 ○取組評価アンケートの実施	○愛校心 ○人間愛・思いやり	○卒業式への参加について ○今年度を振り返って